# 令和2年度

# 第2回三次市地域公共交通会議資料

【報告事項1】	公共交通機関の運行状況について	1
【報告事項2】	高齢者運転免許自主返納支援事業の利用状況について	2
【報告事項3】	市民バス吉舎町線のフリー乗降化について	3
【協議事項1】	広島空港連絡バスの運行終了について	4
【協議事項2】	三次市民バスの車両に係る移動円滑化基準適用除外認定申請について	8
【協議事項3】	三次市地域公共交通計画の策定について	12

令和2年8月21日(金)14時00分~ 三次市役所本庁舎601・602会議室

## (1)公共交通機関の運行状況について

## ① 新型コロナウイルス感染症関連

令和2年8月17日現在

種別	路線名等	運行状況	備考
路線バス	ローカル線全線	平常通り運行	
おかれて	市街地循環バスくるるん	平常通り運行	
	高速広島線(庄原~三次~広島)	平常通り運行	4/20~6/14:減便ダイヤで運行
	きんさいライナー (三次〜福山)	運休中	5/1~:全便運休
	ピースライナー(甲奴~広島)	で 労通り 海行	5/1~5/31:全便運休
	こ一六ノイナー (中級で広島)	平常通り運行	6/1~7/31:減便ダイヤで運行
高速バス	ワインライナー(三次〜大阪)	減便運行中	4/13~7/2:全便運休
同处八八			7/3~:減便ダイヤで運行
	グランドアロー (広島〜三次〜松江)	減便運行中	
	みこと (広島~三次~出雲)	平常通り運行	
	広島ドリーム名古屋号	平常通り運行	
	(広島~三次~名古屋)	半角囲り埋11	
その他バス	広島空港連絡バス	減便運行中	4/20~:全便運休
-C 07/III/ \ \	以西王佗建附へへ	顺使里17甲	8/7~: 減便ダイヤで運行
その他	地域内生活交通 (市民バス等)	平常通り運行	









なるべく 間隔を空けて

## ②令和2年7月豪雨関連(7月13日以降)

種別	路線名等	運行状況	備考
	JR 芸備線(三次~下深川)	平常通り運行	7/13~7/19:全便運休 7/20~8/14:バス代行輸送 8/15~:全便列車運行再開
鉄道	JR 芸備線 (三次~備後落合)	平常通り運行	7/13~7/19:全便運休 7/20~8/14:減便ダイヤで運行 8/15~:全便列車運行再開
	JR 福塩線(三次~府中)	平常通り運行	7/13~7/19:全便運休 7/20~8/12:バス代行輸送 8/13~:全便列車運行再開

## (2) 高齢者運転免許自主返納支援事業の利用状況について

#### ○申請状況の推移

年 度	申請総数	男女別	支援内容別
平成25年度 ※6/3受付開始	8 4人	男:50人 女:34人	タクシー券: 70人 パスピー:14人
平成26年度	123人	男:76人 女:47人	タクシー券:96人 パスピー:25人 市民バス:2人
平成27年度	149人	男:90人 女:59人	タクシー券: 113人 パスピー:35人 市民バス:1人
平成28年度	167人	男:95人 女:72人	タクシー券: 119人 パスピー:48人
平成29年度	235人	男:146人 女:89人	タクシー券: 185人 パスピー: 48人 市民バス等: 2人
平成30年度	244人	男:140人 女:104人	タクシー券: 202人 パスピー:37人 市民バス等:5人
令和元年度	294人	男:149人 女:145人	タクシー券: 235人 パスピー:57人 市民バス等:2人
<i>令和2年度</i> ※4/1 ~8/4まで	71人	男:35人 女:36人	タクシー券: 5 8 人 パスピー: 1 2 人 市民バス等: 1 人

## 【支援内容】3つの中からいずれか1つ



タクシー利用助成券(20,000 円相当) 有効期間:3 年度間



IC カード PASPY(20,000 円相当) 有効期限:なし



市民バス等無料利用者証 有効期限:2 年度間

【別紙】高齢者運転免許自主返納支援事業の申請状況について

## (3) 市民バス吉舎町線のフリー乗降化について

市民バス吉舎町線について,乗客の高齢化等により,停留所までの移動が困難になりつつある。吉舎町地域内生活交通検討協議会を中心に,停留所以外での乗降が可能な"フリー乗降化"の要望があることから,関係法令の範囲内で停留所外に停車し,乗降を可能にすることで,利便性向上を図ろうをするもの。

【フリー乗降開始日】令和2年8月3日(月)

【フリー乗降区間】市民バス吉舎町線のうち、国道 184 号線上を除くすべての区間

#### (参考) 吉舎町内に配布した案内チラシ



#### 協議事項1

### 広島空港連絡バスの運行終了について

#### 1 運行開始までの経緯

広島空港と三次市を直接結ぶ交通手段が無かったことから、三次市民やビジネス・観光を目的とする来訪者が活用できる交通手段として定期乗合バスを運行し社会的ニーズと路線開設の妥当性を調査することを目的に、バス運行社会実験事業を実施した。

#### 2 運行社会実験事業の概要

- (1) 実 験 期 間 平成28年7月14日~平成31年3月31日
- (2) 運行事業者 備北交通(株)
- (3) 目標値 1便あたりの平均乗車人数:2.3人
- (4) 実 績 値 1 便あたりの平均乗車人数: 2.1 人
- (5) 市 負 担 額 39,333 千円 (A)

#### 【運行経費年度別内訳】

年 度	経常費用	経常収益		行政負担額		<b>.</b>	平均乗車	年間 利用者数	1人あたり の市負担額
中 及	(千円)	(千円)	運賃収入	(千円)	国	市 (A)	人数/便	(B)	の川東担領 (A÷B)
平成 28 年度 (H28.7~H29.3)	17, 403	3, 502	3, 252	13, 901	12, 171	1, 730	2.1人	3,219人	537 円
平成 29 年度	23, 406	4, 924	4, 602	18, 482	0	18, 482	2.1人	4,700人	3,932円
平成 30 年度	24, 026	4, 905	4, 905	19, 121	0	19, 121	2.1人	4,476 人	4,272円
合 計	64, 835	13, 331	12, 759	51, 504	12, 171	39, 333	(平均値平均) 2.1 人	12,404 人	3,171円

【参考】採算ライン 11.5人/便(備北交通(株)による試算)

#### 3 運行社会実験事業終了からこれまでの運行概要

当初の目標は達成できなかったものの、広域交通体系の確立と、三次市の拠点性確保の観点から、 実験終了後の継続運行を決定し、平成31年4月から備北交通(株)の運行に対して、市が欠損分を補助することで本格運行開始した。

※新型コロナウイルス感染症の影響による航空機の欠航に伴い,令和2年4月20日から全便運休(4/17告知)とした。航空機の運航が再開されつつあることから,令和2年8月7日(金)から運行を再開している(1往復の運行)。

## 【運行経費年度別内訳】

※路線バスの事業期間は、10月開始~翌年9月終了

年 度	経常費用(千円)	経常収益 (千円)	運賃収入	行政負担額 (千円)	国	市 (A)	平均乗車 人数/便	利用者数 (B)	乗車0人 の便割合	1 人あたり の市負担額 (A÷B)
令和元年度 (H31.4~R1.9)	18, 940	4, 114	3, 066	14, 826	0	14, 826	2.1人	2, 494 人	20.8%	5,944 円
令和2年度 概算見込 (R1.10~R2.9)	38, 556	6, 583	_	31, 973	0	31, 973	2.1人	4,600 人	_	6, 950 円

※令和2年度の概算見込であり、運休しなかった場合の試算

#### 4 運行終了の理由

#### ①当初の目的が達成されなかったため

当初のバスの運行主目的は「ビジネス及び観光を目的とした来訪者のアクセス向上」であったが、 乗降調査に基づく利用分析によると、お盆と年末年始に利用が集中しており、帰省利用が主となっ ていると考えられ、当初の目的が達成されていない。

#### ②運行経常費用が増加傾向にあり、今後も市の負担が増額となる見込みであるため

令和元年度実績における1人あたりの市負担額は5,944円,令和2年度概算見込では6,950円と増額の見込みとなり,市負担額が増加していく見込みである。さらに,新型コロナウイルス感染症の影響により,利用者の減少が著しく,さらなる収支の悪化が見込まれる。

#### ③代替ルートが確保されているため

三次~広島空港間のアクセス方法としては、三次広島間高速バス、広島空港リムジンバスにより 広島市内を経由する方法もある。広島市内経由の場合、乗換が必要で、バスに比べ 1 時間程度多く 時間を要するものの、便数も多く、空港バスの代替ルートは確保できる。

### ④地域内生活交通の維持確保・運行継続に重点をおくため

地域内生活交通の確保維持に係る費用は市全体で2億5千万円を超え,利用者の減少により費用が増加し続けていることから、事業の取捨選択が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が低迷する中でも、暮らしを守る地域内生活交通の運行継続は必要であり、今後も運行事業者への事業継続に対する支援が必要な中、地域外交通であり別の代替ルートの利用が可能な空港バスの路線維持は困難と考える。

#### 5 運行終了までの流れ

令和2年8月末 三次市地域公共交通会議にて運行終了(路線廃止)に係る協議・承認

世羅町地域公共交通会議にて運行終了(路線廃止)に係る協議・承認

備北交通(株)から中国運輸局広島運輸支局へ路線廃止届提出

令和2年9月30日 運行終了(路線廃止)

#### 6 廃止路線及び廃止停留所

次ページのとおり

#### 参考

広島空港連絡バスは、道路運送法第4条に基づく許可を受けた路線で、運行終了(路線廃止)に際しては、同法第15条の規定に基づき、一般旅客自動車運送事業者(備北交通株式会社)から路線の廃止を届け出る必要がある

通常は、路線廃止日の6か月前までに廃止届を提出することとされているが、市地域公共交通会議において、 旅客の利便を阻害しないことを確認(協議)することで、処理期間が30日に短縮される。

## 廃止路線の概要

### 1. 運行事業者の氏名又は名称及び住所

備北交通株式会社 代表取締役 山根英徳 広島県庄原市東本町三丁目 11 番 16 号

## 2. 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

## 3. 変更しようとする事項

路線廃止 停留所の廃止

## 4. 廃止しようとする路線・・・別紙「廃止路線図」のとおり

起 点:広島県三次市江田川之内町 577-2 先 終 点:広島県三次市吉舎町海田原 177-1 先 道路種別:国道 184 号線 キロ程:10.4 キロメートル	起 点:広島県三次市吉舎町海田原 177-1 先終 点:広島県世羅郡世羅町安田 224-1 先 道路種別:国道 184 号線 キロ程:12.0 キロメートル
起 点:広島県世羅郡世羅町安田 224-1 先 終 点:広島県三原市大和町下徳良 2083 先 道路種別:町道安田賀茂線、農道下徳良 1 号線 キロ程:13.0 キロメートル	起点:広島県三原市大和町下徳良 2083 先終 点:広島県三原市大和町下徳良 2426 先 道路種別:国道 432 号線 キロ程:0.5 キロメートル
起 点:広島県三原市大和町下徳良 2426 先終 点:広島県三原市大和町大草 3408-5 先 道路種別:県道 49 号線 キロ程:4.5 キロメートル	起 点: 広島県三原市大和町大草 3408-5 先 終 点: 広島県三原市本郷町善入寺 94-156 先 道路種別: 県道 49 号線 (広島中央フライトロード) キロ程: 11.8 キロメートル
起 点:広島県三原市本郷町善入寺 94·156 先 終 点:広島県三原市本郷町善入寺 67·1 先 道路種別:県道 73 号線 キロ程: 0.6 キロメートル	起 点:広島県三原市本郷町善入寺 67-1 先終 点:広島県三原市本郷町善入寺 67-1 先 道路種別:施設内道路(空港周回路) キロ程:1.2 キロメートル

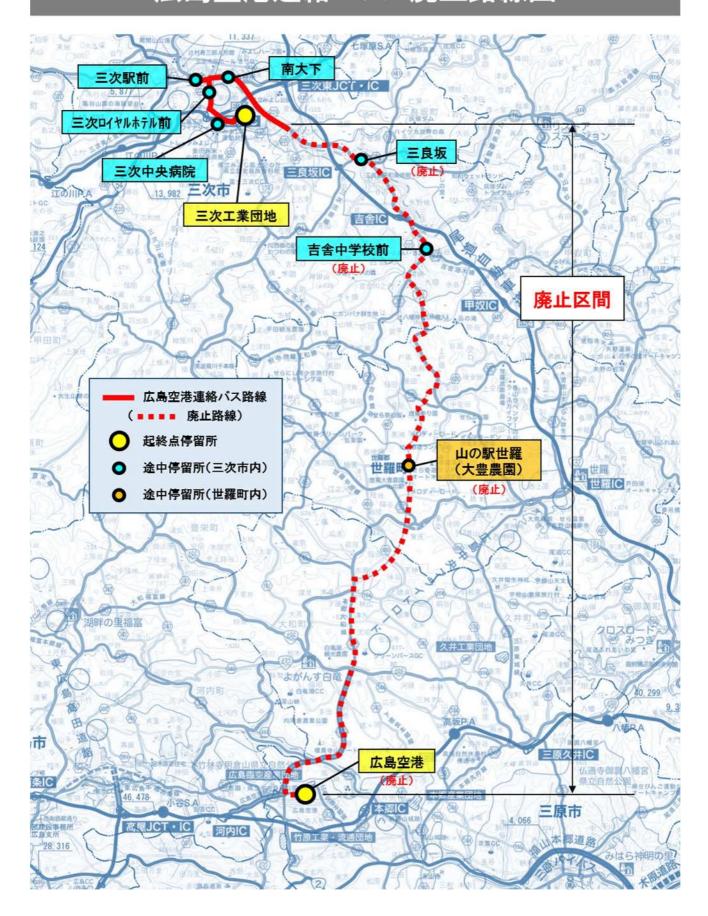
合計廃止キロ:54.0 キロメートル

【停留所の廃止】広島空港、山の駅世羅 (大豊農園)、吉舎中学校前、三良坂

## 5. 廃止予定日

令和2年10月1日

# 広島空港連絡バス 廃止路線図



#### 協議事項2

## 三次市民バスの車両に係る移動円滑化基準適用除外認定申請について

三次市民バス運行受託事業者である十番交通有限会社(代表取締役 有木 好文)から,三次市民バスの車両追加に係る移動円滑化基準適用除外認定申請について協議の依頼があった。

#### 【協議が必要な理由】

三次市民バスは道路運送法に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業として運行しているため、車両更新等については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」によって、基準が定められている(バリアフリー基準)。しかし、本市のような中山間地域においては、道路の幅員や積雪等の事情により、一部の事項を除いて適用除外の申請ができることになっている。

この申請については、影響地区における地域公共交通会議の協議が調っていることが 前提となるため、協議をお願いするもの。

#### 1. 車種,型式及び車体番号

トヨタ コミューターGL (型式: KR-KDH227B)

車体番号: KDH227-0001410

#### 2. 使用の本拠の位置

広島県三次市吉舎町吉舎695-1

#### 3. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

第37条第2項第2号 スロープ板 / 第39条 車椅子のスペース 第40条第1項 通路の有効幅 / 第40条第2項 通路の手すりの間隔 第41条第1項 車内設備 / 第41条第2項 車外設備

#### 4. 認定を必要とする理由

運行する路線は、経路上に幅員が狭い区間が連続しており、車幅が2.1 m以下の車両を使用するため、移動円滑化基準への適合が困難であり、移動円滑化基準適用除外認定を申請するもの。

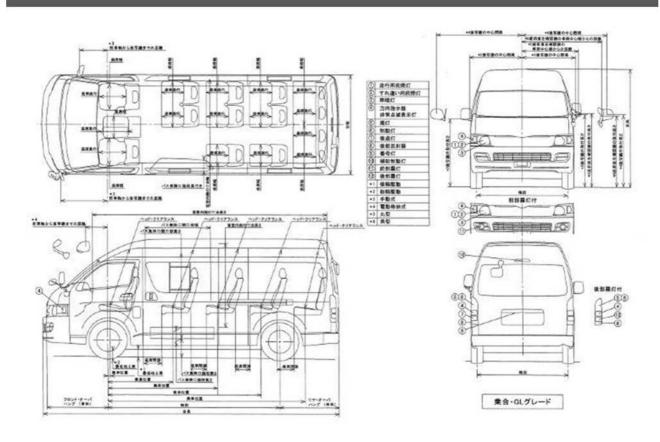
#### 5. 車いす利用者等への対応策

自社保有の車いす移動車タクシーや福祉タクシー事業者を手配するなど、障害をお持ちの方の移動が円滑に行われるよう対応する。なお、三次市では「三次市福祉タクシー等事業実施要領」及び「三次市重度障害者移送サービス事業実施要領」を定めて対応している。

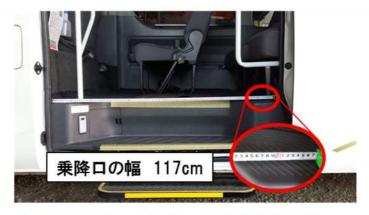
#### 6. 車両使用路線

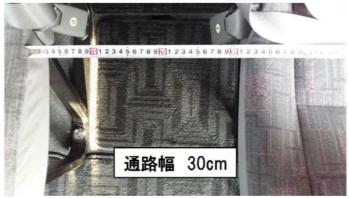
三次市民バス吉舎町線 (別紙路線図のとおり)

# 移動円滑化基準適用除外認定申請に係る資料①









# 移動円滑化基準適用除外認定申請に係る資料②



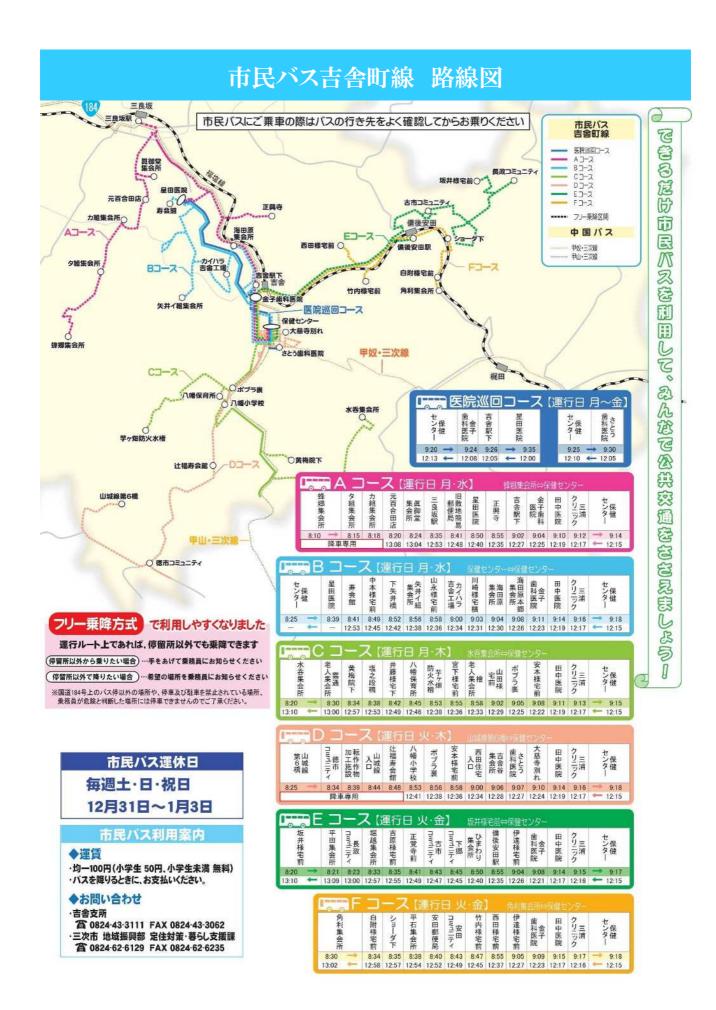












#### 協議事項3

## 三次市地域公共交通計画の策定について

### 1. 「地域公共交通計画」について

三次市では、平成28年3月に「三次市地域公共交通網形成計画」を策定し、当計画に準じて事業を進めているが、今年度末に計画期間が終了するため、次年度からの新たな計画として、法改正に準じた「三次市地域公共交通計画」を策定し、多様な交通手段より成る地域公共交通体系の維持・活性化を目指す。

[資料:国土交通省ホームページより]

多くの地域で人口減少現在,多くの地域で人口減少の本格化に伴い,バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小や経営の悪化,運転者不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が厳しくなっています。他方,高齢者の運転免許の返納が年々増加している等,受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっています。

このような状況を踏まえ、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画(地域公共交通計画)を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年6月3日に公布されました。(公布から6ヶ月以内施行)



#### 【「地域公共交通計画」の従来計画からの主な見直し点】

- ○地方公共団体による地域公共交通計画(マスタープラン)の作成を努力義務化
- ○従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
- ○定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等(データに基づく PDCA を強化)

## 2. 計画策定の進め方 計画準備 ○関連データ,輸送資源の整理 (1) 現状把握 ○地域の意見把握 ○交通事業者等の意見把握 (2) 問題・課題抽出 ○現行計画の事業検証 ○基本的な方針の検討 (3) 地域公共交通計画の検討 ○必要な事業や実施主体の検討 ○数値目標や評価手法の検討 ○スケジュールの検討 (4) パブリックコメント ○とりまとめ 地域公共交通計画策定

#### (1) 現状把握

#### ①関連データ等の整理

人口減少・高齢化の状況, また公共交通の利用者数, 収支率等のデータを整理し, 本市における地域や公共交通の現状について分析する。

また、今回策定する地域公共交通計画と、既往の他計画との整合性を確保するため、関連計画(※)より地域公共交通に関連する内容等を整理する。

#### ※関連計画とは

第2次三次市総合計画(H30.12一部改訂),三次市第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(H30.3)),三次市自転車活用推進計画(R2.3),三次市環境基本計画(H28.3)他

#### ②本市の輸送資源の整理

従来の地域公共交通(鉄道,路線バス,市民バス等,自家用有償旅客輸送,タクシー)に,福祉輸送,スクールバス等を加えた輸送資源を対象に,運行サービス内容等を整理する。

その際,川西地域での移動支援(支え合い交通)や,さくぎニコニコ便への ICT 活用等,新しい技術を活用した市内の取組についても概要等を整理する。

#### ③地域の意見把握

住民自治組織(代表者等)に対するアンケート調査を行い,市内各地域が抱える移動手段に関する 問題や意見等の把握を行う。

なお住民自治組織のうち、現在、「地域内生活交通検討会」を設置している地域に対しては、これまで当検討会で交通問題を検討してきた経緯を踏まえて、検討会に対して調査票を配布し、地域意見の 集約を依頼する。

#### ④交通事業者等の意見把握

路線バス事業者,市民バスを運行する交通事業者,三次広域商工会,自家用有償運送を運営する NPO 法人 (元気むらさくぎ),及び鉄道事業者にヒアリング調査を行い,最近の新型コロナウイルス感染症の影響下における利用動向や課題,また運行サービス維持・活性化を図る上での問題等を把握する。

調査は、対面での聞き取り調査を基本とするが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、アンケート手法・オンラインなど、状況に見合った手法で調査を行う。

#### (2) 問題・課題抽出

輸送資源の状況,各種意見の把握結果,今後のまちづくり等を踏まえた上で,本市の地域公共交通体系の維持・活性化に係る問題,課題を抽出する。

その際,特に地域公共交通のサービス維持に関しては,新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数減少が全国的な社会問題である点を踏まえた短期的な課題,及び人口動向・利用トレンド等を踏まえた長期的な目線での課題について整理する。

#### (3) 地域公共交通計画の検討

#### ①現行計画の事業検証

現行計画「三次市地域公共交通網形成計画」に位置づけた計画事業の実施状況を整理するとともに、評価指標を用いて取組の検証を行う。

#### ア. 事業の実施状況について

下記のとおり、計画事業  $(1 \sim 9)$  の全てに取り組んでいる。 本業務では、その具体的な取組内容を整理する。

[現行計画における計画事業]

(主な取組実績)

事業 1. 路線バスの運行・改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 運行, 収支率を基準とする見直し

事業 2. 市街地循環バスの運行・改善・・・・・・・・ 「くるるん」運行, 見直し

事業3. 三次市民バス等の運行・改善・・・・・・・・ 運行, 見直し

事業 4. 自家用有償旅客運送の運行支援・・・・・・・ニコニコ便運行、見直し

事業 5. 三次市民タクシー制度の改善・利用促進・・・・・ 相乗りタクシー事業への転換

事業 6. 乗継環境の改善・・・・・・・・バス待合所の設置等

#### イ. 評価指標について

現行計画で定めた4つの評価指標を用いて検証を行う。指標値算出の考え方は下表のとおりであるが、「C. 公共交通への評価」は、新たに市民アンケート調査を実施しないため、既存のアンケート調査 結果を活用する代替指標により検証する。

	評価指標	目標値	指標算出の考え方
A. 公共交通の 利用者数	年間の路線バス, 市街地循環バス, 三次市民バス等, 三次市民タクシー制度の利用者数の合計	平成 26 年の値 (約 284,000 人) を維持する	(令和元年度値を整理)
B. 公共交通空 白地域の集落 数	住民自治組織毎の集落(常会)単位で、その中心が、最寄りのバス停留所や鉄道駅から概ね1km以上離れた地域、デマンド型交通や三次市民タクシーが運行していない地域	平成 27 年の値 (106 集落) を半減する	公共空白地域で活用できる「相乗 りタクシー事業」創設により、空 白地域は <u>0集落</u> へ。 ただし、制度の普及は十分ではな く、更なる周知徹底や、より使い やすい制度への見直しが必要。

C. 公共交通へ の評価	市民アンケートによる「バスや鉄 道などの公共交通が利用しやす い」と思う回答者の割合のこと	平成 26 年度結果 (16%)を上回る (※)	市民アンケートを実施しないため、別途調査結果を用いて評価。 ◆「別途調査結果による代替指標について」参照
D. 公共交通に 係る財政負担	路線バス,三次市民バス,ふれあいタクシーみらさか,三次市民タクシーの維持に係る負担額	平成 26 年度の値 (約 18,000 万円) と同等以下にする	(令和元年度値を整理)

#### ※「C. 公共交通への評価」の設定根拠

「バスや鉄道などの公共交通が利用しやすい」ついて

	件数	構瓦	<b></b>
そう思う	33	3.1%	15.5%
まあそう思う	131	12.4%	
どちらともいえない	238	22.5%	84.5%
あまり思わない	340	32.2%	
全く思わない	314	29. 7%	
合計	1, 056	100.0%	100.0%

<sup>※「</sup>都市計画マスタープラン」アンケート調査(平成26年度実施) (市内に居住する18歳以上80歳未満の市民3,000人が対象) ※不明・無回答を除く

## ◆別途調査結果による代替指標について

新たに市民アンケート調査を実施しないため、別途実施した三次市総合計画の策定のための市民アンケート調査における類似設問の結果を活用して評価を行う。

当調査は、平成24年度、及び平成29年度に実施しており、前者を基準時点、後者を評価時点とする。 (現行計画の評価指標とは2年間のずれがある)

#### ○総合計画策定時の市民アンケート調査の概要

調査の対象	三次市に居住する 18 歳以上の男女	
標本数	(基準時点調査,評価時点調査ともに)	2,000
調査方法	郵送による配布・回収	
調査時期	基準時点:平成25年1月から2月	評価時点:平成 29 年 10 月から 11 月
有効回答数	基準時点:859件(有効回収率43.0%)	評価時点:690 件(有効回収率 34.5%)

#### ○調査結果

[設問] 現在の暮らしについての満足度を選んでください

「(バスやJR, 高速道路が整っていて) 交通の便利がいい」

	満足 している	やや満足 している	どちらとも いえない	あまり満足 していない	満足して いない	無回答
H24 調査	5.6%	19.7%	19.4%	21.0%	23. 2%	11. 2%
H29 調査	6.2%	18.4%	22.5%	19. 3%	23.9%	9. 7%

#### ②基本的な方針の検討

本市の地域づくり及び市民の暮らしを支援する持続可能な地域公共交通体系の形成に向けた基本的な考え方について検討する。

なお、本市においては、人口減少をはじめとした社会的要因により、公共交通の利用者の減少が続いており、引き続き、市民ひとり一人が高い意識で公共交通を守り育てるとともに、効率化を図ることで、持続可能な運行サービスの維持が可能になることから、現行計画における基本的な方針を踏まえて検討することとする。

「現行計画における基本的な方針・目標」

## みんなで守り みんなで育てる地域(ふるさと)の公共交通

市民にとってのふるさと・三次市が、今後も快適に住み続けられる地域になるため、各市民が高い意識で公共交通を守り、育てる気運を高め、かつ効率化を図ることで、サービスを維持・活性化します。

#### [目標]

- ◆幹線交通と地域内生活交通が連携する公共交通体系の構築により,公共交通を誰もが利用できるよう環境を整える
- ◆公共交通に関して,可能な限りニーズに対応し,持続可能な運行サービスを整備することで市 民の満足度を向上させる
- ◆地域内生活交通の改善・活性化等に関する地域住民の参画,幹線交通と地域内生活交通との接続環境の改善,公共交通に関する情報提供の充実等により,公共交通の利用を促進する
- ◆将来にわたって持続可能な公共交通体系を実現するため,現在よりも市の財政負担が増加しないよう,非効率な公共交通の効率化やサービス内容の見直しを図る
- かつ、検討にあたっては、近年の社会情勢等を鑑み、次のキーワードも念頭におく。
  - ア)ICT等新しい技術の活用
  - イ)新型コロナウイルス感染症等,パンディミックへの対応
  - ウ) 甚大化する自然災害への対応

#### ③必要な事業や実施主体の検討

本市の地域公共交通の現状や課題を踏まえて、必要な事業や実施主体を検討する。

#### ④数値目標や評価手法の検討

利用者数や収支率等をもとに数値目標を設定する。

また、計画事業が着実に実行され、かつ効果が出現するようにPDCAの仕組みを検討する。

#### ⑤スケジュールの検討

地域公共交通計画に掲げる計画事業の実施スケジュールを検討する。

#### ⑥とりまとめ

上記までの検討結果を、地域公共交通計画(素案)として編集・とりまとめを行う。

## (4) パブリックコメントの実施

地域公共交通計画(案)について、広く市民に意見を求めるパブリックコメントを実施する(三次市ホームページ、広報等で周知)。 $12月\sim1$ 月を予定。

## 3. スケジュール

業務種別	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画準備								
現状把握	<b>◆</b> 各種意見	●の把握等						
問題・課題抽出								
計画内容の検討								
パブリック コメント								
計画策定								

※三次市地域公共交通会議の開催予定(書面審議含む)8月(今回),10月,11月,12月,2月 / 計5回